

④ 「児童手当制度」の変遷(所得制限と年少扶養控除)

	～2009年	2010年	2011年	2012年	2013年～	2022年
制度名など	旧児童手当	子ども手当	特別措置の子ども手当	現児童手当		
所得制限	所得制限あり	所得制限なし		所得制限あり	限度額変更	
所得税の年少扶養控除	控除あり		控除なし ※令和2年より所得金額調整控除あり			
※年収960万円以上	所得制限で 手当不支給	「子ども手当」、ならびに「特別措置の子ども手当」を支給		特例給付 1人月額=5,000円		
※年収1200万円以上				特例給付 2022年10月より停止		
実質的な支援額の推移 (年収500万円／夫婦・小学生1人のモデルケース)	●手当 60,000円 ●税負担 52,000円軽減 計 112,000円	●手当 132,000円 ●税負担 52,000円軽減 計 184,000円	●手当 142,000円 ●税負担 33,000円軽減(住民税のみ) 計 180,000円	●手当 120,000円 ●税負担 13,750円軽減(住民税のみ) 計 133,750円	●手当 120,000円 ●税負担 軽減なし(実質的には年少扶養控除がないため、税負担が生じる) 計 120,000円	

出典：内閣府ホームページ、大和総研『「Legal and Tax Report(2011年8月22日)」新旧児童手当と子ども手当の比較分析』等より矢田わか子事務所にて作成